

事 務 連 絡

平成 18 年 12 月 12 日

金融庁総合企画局

政 策 課 長 殿

内閣府国民生活局

消費者企画課長

国民生活センターからの政策提言について

標記については、「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」(平成 17 年 12 月 19 日消費者政策担当課長会議決定)に連携の仕組が定められておりますが、このたび、同決定に基づき、独立行政法人国民生活センターから別添のとおり政策提言がありましたので、貴省御担当課におかれましては、同決定の趣旨に従い、適切な対応方宜しくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 18 年 12 月 12 日

経済産業省商務情報政策局

消費経済部消費経済政策課長 殿

内閣府国民生活局

消費者企画課長

国民生活センターからの政策提言について

標記については、「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」(平成 17 年 12 月 19 日消費者政策担当課長会議決定)に連携の仕組が定められておりますが、このたび、同決定に基づき、独立行政法人国民生活センターから別添のとおり政策提言がありましたので、貴省御担当課におかれましては、同決定の趣旨に従い、適切な対応方宜しくお願いいたします。

平成 18 年 12 月 1 日

内閣府国民生活局  
消費者調整課長殿

独立行政法人国民生活センター  
総務企画部企画調整課

### 若者のマルチ取引の相談増加について

平成 18 年 11 月 8 日に、国民生活センターが公表を行った標記の件について、下記 1 . の通り調査を行ったところであり、これを踏まえ、消費者政策担当課長会議の決定（平成 17 年 12 月 19 日）に基づいて、下記 2 . の通り政策提言を行います。

#### 【本件連絡先】

独立行政法人国民生活センター  
総務企画部企画調整課

担当 坂田・内垣

TEL : 03 - 3443 - 6284

FAX : 03 - 3443 - 6556

#### 1 . 調査の概要

PIO - NET に寄せられた消費生活相談のうち、マルチ取引に関する相談は、2001 年度以降、毎年 20,000 件前後の相談が寄せられており、2005 年度は 21,544 件と前年度に比べ増加した。契約当事者は 20 歳代が多く、学生が契約したケースが増加しており、最近の相談では、商品等を購入する際、消費者金融の利用を勧められたケースも目立つ。

そこで、消費者被害の未然・拡大防止を図るため、特に若者がトラブルに遭った相談事例等の情報提供を行った。

#### 2 . 提言内容：

社会的知識・経験が不十分で継続的な定期収入もない学生に対して連鎖販売取引を勧誘すること、特に消費者金融等を利用して勧誘を行うことは適合性の原則に照らして問題があり、連鎖販売取引における禁止行為が行われた場合の対応を強化すること。

友人・知人から「食事をしないか」「久しぶりに会わないか」等と誘われ、実際に会うと、連鎖販売取引の勧誘が始まり断われない状況だった、というケースが見られる。最初のアプローチの段階で、連鎖販売取引の勧誘を行う旨を明らかにするよう検討すること。

中途解約に当たって、特定負担が権利や役務の場合、事業者が既にすべて提供済みである等と主張して返金を認めないケースが見られる。特定負担が権利や役務の場合も中途解約の効果が得られるよう検討すること。

クーリング・オフの場合、使用した商品の代金や、連れて行かれた講習会の費用を請求される場合がある。しかし消費者にとって試しに商品を使用したことによる利益や講習会に出席したことによる利益はないと思われる。更に商品代金を基に清算することにより、実質的に消費者に負担が生じる。クーリング・オフした場合の解釈をより明確にすること。

（宛先：経済産業省消費経済政策課）

以下について、消費者金融会社及び業界団体に周知・指導すること。

若年層から消費者金融に融資の申し込みがあった場合、年齢、職業、使用目的等を確認し適合性の問題がないか等厳しく審査を行うこと。特に連鎖販売取引において、継続的な定期収入がない学生に対し過剰とも思える融資を行っている例が見られる。学生であるにもかかわらず、学生ではないと申告させるケースも見受けられるので、審査を慎重に行うこと。

(宛先：金融庁監督局総務課金融会社室、総務企画局企画課信用制度参事官室)

以上